

## 1. 施設

- ・ 体育館 アリーナ、アスレチック・トレーニング室、更衣・シャワー室、控室、ウォーキング歩廊
- ・ その他 リラクションコーナー、1階多目的室、ユティリティ兼談話室、和室

## 2. 利用者の資格

原則として、亀田総合病院健康保険組合の被保険者、被扶養者及び健康保険組合が認めた者

## 3. 利用時間

午前9時から午後9時（午後9時に退館できるように片付け等をする）※健康保険組合が必要と認めるときは延長可

## 4. 休日

毎月第2・第4月曜日及び毎年12月30日から1月3日 ※健康保険組合が必要と認めるときは利用可

## 5. 利用申し込み

- ・ アリーナの利用については下記の方法による申し込みを必要とする
- ・ 申込方法
  - ①WEB予約：office365 >> 予定表にて予約のうえ、別紙利用申込書を添付する  
予約方法は別紙「体育館アリーナ申込方法(office365)」参照
  - ②TEL予約：健保組合あて電話(043-225-3811)にて予約のうえ、別紙利用申込書を提出する  
hoken-jigyo@kameda-kenpo.com（メールに添付）、または 043-225-0800あてFAX  
※②は原則としてoffice365の利用ができない方が対象
  - ③当日利用：利用希望日当日に体育館事務室にて直接利用状況を確認し、申込書を提出する
- ・ 申込予約期間 利用日の60日前から利用日前日17:00まで（利用日前日が土日祝の場合はその前日17:00まで）  
※利用希望日当日の予約は全日において無効とする。当日利用については体育館事務室にて申し込みとする
- ・ 利用承認 TEL申込またはWEB承認後、申込書を受理したときに、利用承認書を交付する  
申し込みの承認は先着順とするが、申込み人員及び利用事情により調整することがある  
（但し、健保組合主催の行事は最優先とし、すでに承認した利用者の予約を変更する場合がある）  
（健保組合が必要と認めた行事についても同様に予約を変更する場合がある）  
※当日利用の場合は、利用責任者が体育館事務室にて、直接承認を受けるものとする

## 6. 予約取消し

利用承認書の交付後、予約を取り消す場合は、必ず利用日の前日までに健保組合に申し出る

## 7. 利用

利用日当日、交付された利用承認書を体育館事務室に提示し、会館管理者の指示に従って利用する

## 8. 利用心得

この会館は、被保険者及び被扶養者の健康づくりや心身のリフレッシュ及びコミュニケーションをはかることを目的として設置されたものであるため、次の事項を守って利用する

- ・ 利用者はお互いに秩序を守り、他の利用者等に迷惑をかけることのないよう留意する
- ・ 利用承認書の交付を受けた施設を利用するときは、管理者に利用承認書を提示し、管理者の指示に従う
- ・ 利用時間を厳守する
- ・ アリーナの床を傷つけるような行為をしない（机や椅子を使用するときは、フロアシートを敷く）
- ・ 会館の設備、器物を破損することのないように留意する  
万一破損した場合は、すみやかに管理者に申し出る
- ・ 貴重品は紛失しないよう注意する（万一紛失しても健保組合は責任を負わない）
- ・ 使用後は他の利用者のために清掃し、清潔を維持する
- ・ 駐車場は体育館利用者駐車場のみ使用可能とする
- ・ その他、利用上必要なことは会館管理者の指示に従う

## 9. 利用制限

次に該当するときは、利用中といえども利用を中止させる場合がある

- ・ 伝染病等、公益を害する恐れのある者
- ・ 会館の設備、器物を故意に破損し、または持ち出そうとした者
- ・ 会館の秩序、風紀を乱し、または他人に重大な迷惑をかけた者
- ・ 正当な理由なく、会館管理者の指示に従わない者
- ・ 利用を他人名義で申し込んだ者
- ・ 利用心得に違背したり、不正に利用した者

## 10. 損害賠償

利用者が故意または過失によって建物及び什器備品等を破損、滅失したときは、その損害賠償を請求する

